

公立大学研究の複雑さと困難性： 公設民営大学(私立大学)の公立大学法人化を例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-11-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 龍子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009266

公立大学研究の複雑さと困難性

—公設民営大学（私立大学）の公立大学法人化を例として—

佐藤 龍子（静岡大学 大学教育センター）

1. はじめに一問題の所在と背景

公立大学・公立大学法人は難解である。国立大学法人や私立大学（学校法人）に比べ、様々な点で分かりにくいくらい¹⁾。例えば、1つには高等教育政策や支援行政の存在など、その枠組みや仕組みがわかりにくいくことである。国立大学は文部科学省高等教育局国立大学法人支援課が、私立大学は文部科学省高等教育局私学部私学行政課・私学助成課が担当している。しかし、公立大学（法人）は、地方自治体の総務や文教、企画財務など様々な部署が所管している²⁾。

2点目は、運営経費の流れの不明瞭さである。国立の場合は国から運営費交付金が、私立の場合は私学助成金が私立学校振興・共済事業団から、法人に入ってくる。一方、公立大学（法人）は基準財政需要額や単位費用など様々な係数をかけられ、総務省から自治体に地方交付税として納付され、その後自治体から公立大学（法人）に渡される³⁾。国立、私立に比べ経費の流れが間接的で分かりにくく。大学設置基準等の省令や競争的経費を除けば、国の政策的関与は少ない。

公立大学（法人）だから、自治体独自の財源だけが使われていると思っている住民は多いが、設立時の設置経費（創設費）は地方自治体（含む一部事務組合）等だが、授業料等を除けば運営費は地方交付税が財源のほとんどである。後述するように、「国から交付される大学運営費を上回って大学に運営資金を交付することは、基本的ではない」という自治体もある。結局、国の税金がいくら使われ、地方自治体の財源がいくら使われたのか、公立大学（法人）の決算書や自治体の決算書からは判然としない。

3点目は、高知工科大学をはじめ、いわゆる公設民営大学の多くがこの数年私立大学（学校法人）から公立大学法人になっていることである。2004年施行の地方独立行政法人法に基づき地方公共団体が設置者となる公立大学法人に移行している⁴⁾。国立、公立、私立を区別するものは何なのか、税金の使い方はどうなっているか、未解明の部分が多い。地元紙などごく一部の新聞や雑誌で取り上げているが、その背景や財政や税負担などを扱った論文は少ない。国の政策的関与は少ないが、多額の税金が使われている。

以上、公立大学（法人）における①高等教育政策や支援行政、②税金の流れ、③国・公・私を区別するものは何か、この3点に关心を持っている。本稿では②と③について、公設民営大学（私立大学・学校法人）が公立大学法人になった背景とその枠組み、私学助成でなくお金の流れが非常にわかりにくく公立大学法人の問題を整理する。公設民営の私立大学が公立大学法人になる際の問題や課題に关心を持ち、考察するものである。

2. 先行研究

国立、私立に比べ公立大学研究は多くないが、『地方公立大学の未来』（2010）など地方公立大学を扱った著書や論文は比較的存在する。『IDE現代の高等教育』は「公立大学の時代」（2003）、「大学と自治体」（2007）などの特集を組んでいる。しかし、公立大学への公費についての論文は少ない。市

川(2000)は、大学財政と設置形態を述べているが、国立と私立だけで公立への言及はない。丸山(2009)も高等教育への資金配分を述べているが、公立大学への言及はない。

一方、渡部(2010)、須原・赤井(2013)らが公立大学の財政研究の複雑さを述べている。須原・赤井(2013)は「国がどこまで財源を保証していくべきなのか」という論点の重要さを指摘し、「公立大学の財政構造および財源保障の実態把握が必要である」⁵⁾と述べている。「国や地方自治体の財政支援の在り方等と公立大学の財務・経営の関係は、ずっと解明されないままの課題であり、社会学・教育学・財政学・政治学・行政学など関連する学問分野がその解明に努めなければならない」(渡部2010)と指摘している。

船戸(2010)は、「厳しさ増す『公私協力方式大学』問われる存在意義」として、「地方に大学を誘致し、雇用創出や文化の向上、地元子弟の進学機会などのバラ色の未来像が、少子化等で定員割れをしている」現状を述べ、「大学立地という『器づくり』だけが先行してきた公私協力方式大学の存在意義」を問うている。

さて、国立情報学研究所論文検索で「公設民営大学」は6件である。高橋(2007)は、公設民営大学の設立経緯と地域に着目した論文を書いている。金城(2012)は名桜大学が公設民営大学(私立大学)から公立大学法人になった事例を詳細に記述しているが、公設民営大学(私立大学)が公立大学法人になる場合の問題点を指摘した文章は一部の地方紙や雑誌で散見するが、論文等は管見の限りない。

3. 公立大学および公立大学法人の現状

平成26年度学校基本調査によれば、国立大学(含む大学院大学)は86で、公立大学は92大学である。数では国立大学より多い。しかし、学生数や設置学部等は国立大学と大きく異なる。学生数は国立大学624,389人、公立大学122,864人である。平成25年度公立大学便覧によると、公立大学は単科大学が40大学(48.2%)、2学部が19大学(22.9%)である。5学部以上ある大学は6校(7.2%)である。学部の設置状況は看護学部が23大学(28.8%)と突出して多く、次いで経済学部が9大学(11.3%)である。設置者の別では、都道府県立が57大学(68.7%)、県市共同立1大学(1.2%)、市立22大学(26.5%)、事務組合立等3大学(3.6%)である。設置者が多様である。

天野(2003)によれば、昭和24(1949)年の新制国立大学の発足は、公立の諸学校を国立大学への吸收・統合を奨励する形ですすめられ、統合された学校数は発足時9校、昭和30年までに7校、昭和47年までに6校となっている⁶⁾。長く公立大学は35校で、昭和43(1968)年から昭和60(1985)年にいたる18年間の公立大学の新設は、わずか2校であったが、昭和61(1986)年から平成14(2002)年の17年間に42校が新設された。

これは、地方でも高等教育が受けられるようにという「教育の機会均等」と、地方の過疎化等を防ぐ「地域活性化」という政策が背景にある。大学が工場と同じように扱われる「工場等制限法」⁷⁾で都市部の大学は、定員はおろか校舎の増築さえ厳しく制限された。文部省(当時)は新增設を抑制していたが、いわゆる「抑制の例外」⁸⁾を設け、逆に「抑制の例外」事項を使って、地方がどんどん大学を作っていた時代といえる。私立大学に誘致を持ちかけるのはもちろん、財源のある自治体等は公立大学をつくった。設置経費(創設費)はあるが、運営に税金を使えないがとにかく早く作りたいという地方は、公設民営という形で大学を作っていた。

清成(2000)は、18歳人口が減少し大学間競争が激化する過程で、財政力が弱体化しつつある地

方自治体が、なぜ新しい大学を設置するのか理解に苦しむ。企業誘致が困難であるから大学を設置するというのであれば、あまりにも安易すぎる。大学設置によって地域が活性化できるというのであれば、どのような論理でそれを説明するのであろうかと私学関係者の立場から述べている。

奥野（2006）は「公立大学は、国立と私学の狭間にあって批判の矢面にたつこともなく、各地方で一定の学生を集めようというポジションにある。なぜ公立大学が必要かという存在理由について、学内で議論されることなどなかったのではないか。国立大学の法人化の余波が公立大学にも及び、存在理由が問われ戸惑っているのが実情だろう」と厳しい指摘をしている。

さて、公立大学ファクトブック 2013 と平成 25 年度公立大学便覧によれば、平成 16 年 4 月の地方独立行政法人法の施行により、公立大学法人制度がスタートし、秋田県の国際教養大学が公立大学法人の第 1 号となった。その後平成 25 年度までに 65 法人（うち 2 法人は短大のみ）となった。法人化していない大学は 18 である。公立大学法人においては 1 法人が複数大学設置することが可能となっている。平成 25 年度、複数大学を設置している法人は、公立大学法人首都大学東京（首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術専門学校）、愛知県公立大学法人（愛知県立大学、愛知県立芸術大学）、石川県公立大学法人（石川県立看護大学、石川県立大学）、京都府公立大学法人（京都府立医科大学、京都府立大学）、公立大学法人大阪府立大学（大阪府立大学、大阪府立工業専門学校）の 5 つである。

いわゆる公設民営方式で設立された私立大学が、公立大学法人へ設置者変更を行ったケースは以下の 5 大学である。平成 21 年度高知工科大学、平成 22 年度静岡文化芸術大学、名桜大学、平成 24 年度鳥取環境大学、平成 25 年度には長岡造形大学が公立大学法人になった。また、長野大学も公立大学法人化を検討している。

4. 公設民営大学（私立大学）の公立大学法人化の問題点

（1）高等教育情勢

1992 年 205 万人をピークとする 18 歳人口は、2014 年 118 万人となりすでに 4 割以上減少している。私学振興事業団の HP によれば 2014 年、45.8% の私立大学が定員を充足できていない。雑駁にいえば約半分の私立大学が定員未充足の状況にある。

高等教育政策にとって、18 歳人口と進学率、そしてそれを受け入れる大学・学部の定員の関係は、政策の一つの要といつてもいい。1990 年前後の 18 歳人口の急増期（ゴールデンセブンの時代）には臨時の定員を拡大して急増を乗り切ろうとし、「急増急減期」対策をとった（佐藤、2007）。その後、想定した以上に進学率は上昇せず、18 歳人口も減少している 2000 年代以降は、いわば縮減期である。また、規制緩和で事実上の定員政策はなくなり、国立大学も法人化され、護送船団方式はなくなった。

国立大学は法人化以降、運営費交付金 1% 削減、競争的経費の拡大、10 年間で約 1 割の教職員の削減、2 年間約 1 割の給与カット（震災）、55 歳昇給停止、年俸制の導入など身を削る改革を迫られ、実行している。2013 年には国立大学の「ミッションの再定義」で、エビデンスをもとに存在理由を学部・学科単位で明確にする必要に迫られた。改組転換、国際化対応、地域連携や社会貢献、研究費の獲得など喫緊の課題も目白押しである。また、文部科学省は 2016 年度から 86 の国立大学を「世界最高水準の教育研究」「特定の分野で世界的な教育研究」「地域活性化の中核」の 3 グループに分類し、グループ内で高い評価を得た大学に、運営費交付金を手厚く配分することを明らかにしている。各大学は 2015 年度中に 3 グループの中から 1 つを選ぶ必要がある。3 分類する主な理由は運営費交付金

の配分の見直しである。大学の規模に応じてほぼ一律に割り振られていることから、産業界が「競争原理を導入すべきだ」と求めていた（日本経済新聞 2014.12.18）。

一方、私立大学は学生が来なければ大学を廃止しなければならない。2010年5校、2011年1校、2013年1校、2015年2校が学生募集を停止し、2013年には解散命令の出た大学もある⁹⁾。10万人を超える受験者を集める私立大学もあるが、半分近い私立大学は定員割れである。「二極化」がすすんでいる。

こうした中、公立大学は増加し、公設民営大学が私立大学から公立大学法人に転換しているのである。

（2）公立大学法人化のメリットと不可思議さ

この問題に関心を持ったのは、公設民営とはいえた私立だった大学が、いつのまにか公立大学法人になり、しかも私立大学時代の授業料がおよそ半分になったことからである。授業料が半額になり公立大学法人になれば当然、志願者も増える。この問題は、当該自治体の問題とだけいえるのだろうか。

前述のように地方自治体等の公立大学（法人）だから、自治体が多額の財政的な持ち出しをしていると思っている住民は多い。しかし、設置経費（創設費）を除くと運営費を持ち出しているとはいえない自治体もある。例えば鳥取市のHP「鳥取環境大学の公立大学法人化への取組みについて」は、以下のように記載している。「4. 公立大学法人化のメリット。公立大学の運営に当たっては、国から大学運営に要する費用が交付されます。この金額は平成22年度で私立大学の運営費補助に比べ約5倍の額であるため、学費は、他の国公立大学同様のレベル（53万5千円程度）にまで引き下げられます。（略）5. 公立大学法人化に係る課題。市は、国から交付される大学運営費を上回って大学に運営資金を交付することは、基本的に考えておりません。したがって、公立大学は、国の運営費や授業料などの収入の中で、効率的に大学運営を行うことが必要となります」。つまり地方自治体は1円も補助せず、国の運営費だけで公立大学法人は運営できるわけである¹⁰⁾。

図表1.「鳥取環境大学における公立化前後の収入構造の比較」の補助金等収入を見ると、平成21年度（学生充足率54%）、私立大学等経常費補助金は189,352千円である。公立化後（学生充足率100%）では、運営費交付金が1,035,399千円である。1億9千万円弱の補助金が10億円以上になっている。約5.5倍の税金が投入されている。5割近い定員割れが解消され、定員充足率が100%になっている。図表1※2にある通り、「運営費交付金は、交付税措置額全額で算定」されている。つまり地方自治体の負担はゼロである。公設民営大学（私立大学）が公立大学法人になれば、地方自治体の負担はゼロ、しかも授業料は半額になり、受験生は集まり、これほどすばらしいことはない。ただし、その背景には5倍以上の税金の投入がある。

長岡造形大学についても、長岡市はHPで「国の支援を超える負担を長岡市に求めないことを厳格に求めています」と書いている。公立大学法人化を目指している長野大学（上田市）は「大学運営費交付金+学生納付金+長野大学の内部留保を活用、上田市に財政負担をかけずに公立大学法人を設置・運営できる」と書いている。地方自治体のメリットが強調されているが、税負担の根拠は示されていない。

図表1. 鳥取環境大学における公立化前後の収入構造の比較

(千円)

運営形態	私立(現行)充足率 54% (H21年度決算額)		私立 充足率 100% (平成29年度試算額)※1		公立化後 充足率 100% (平成29年度試算額)※2	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
学生等納付金収入計	791,427	49.5%	1,242,518	81.0%	634,844	36.0%
授業料※3	749,802	46.9%	1,171,018	76.3%	572,240	32.4%
	41,625	2.6%	71,500	4.7%	62,604	3.5%
補助金等収入計	189,352	11.8%	200,000	13.0%	1,055,399	59.8%
補助金収入※4	189,352	11.8%	200,000	13.0%	20,000	1.1%
運営費交付金※5					1,035,399	58.7%
その他収入 ※6	133,834	8.4%			74,906	4.2%
内部留保取り崩し	484,689	30.3%	92,003	6.0%		
計	1,599,302	100.0%	1,534,521	100.0%	1,765,149	100.0%

※1 私立試算の条件(鳥取環境大学による試算) 私立での運営継続

※2 公立化後試算の条件(兼による試算)交付税単価は過去5年間の減税率の平均値(約2%)を用いて毎年減少

運営費交付金は、交付税額措置額全額で算定

※3 授業料は、私立(現行)1,000~1,300千円、公立化後535千円で試算

※4 補助金収入は、私立大学に対し国から交付される私立大学等経常費補助金及びその他の研究補助金

※5 運営費交付金は、公立大学法人に対し設立団体から交付される交付金(国から設立団体に交付税措置がある)措置がある

※6 その他収入は、手数料収入・寄付金収入・資産運用収入・資産売却収入など

(出所) 鳥取市HP:鳥取環境大学の公立大学法人化への取組について「公立化前後の収入構造の比較」

また、公設民営大学(私立大学)から公立大学法人になった大学はすべて従来の公立大学同様、県外出身者と県内出身者で入学金の差がある。例えば鳥取環境大学は、県外者は282,000円、県内在住者は188,000円で、約10万近く差がある。静岡文化芸術大学では、県外者366,300円、県内者144,000円と2.6倍の差がある(図表2. 参照)。この差はなぜか。多くの公立大学が差をつけているから、差をつけているのかもしれないが、鳥取市が国(総務省)から交付される大学運営費を上回って大学に財源を交付しないのであれば、国立大学と財政上の仕組みはほぼ同じである。

たしかに地方交付税は地方の固有財源と言われるが、私立大学時代は私学助成金(平均約1割)をもらっていたにすぎないので、公立大学法人になったとたん授業料が半額になり、当該自治体等の負担はゼロで、入学金が県内・県外で差があるのは透明性に欠ける。国立大学は県内、県外にかかわらず入学金、授業料とも同一である。国立大学も地域貢献、地域連携に取組み、地域のイノベーションの核になろうと努力を重ねている。逆に、公立大学法人第1号の秋田県の国際教養大学は、求める学生像として「国際社会を舞台に活躍できるような実践的な外国語運用能力(特に英語)と、幅広い教養の修得を志す学生。世界の多様な文化、言語、歴史、社会、そして経済や環境などの国際関係について、強い関心と探究心を持つ学生」とある。秋田県の公立大学法人だが、「地域貢献」や「地域で活躍する」という文言は一切ない。

図表2. 公設民営大学から公立大学法人へ移行した他大学の授業料（単位円）と入学金
単位(円)

大学名	学部	私立大学時	公立大学移行後	入学金
高知工科大学	工学部 マネジメント学部	1,240,000	535,800	県外 300,000 県内 150,000
名桜大学	国際学群	755,000	535,800	地域外 250,000
	人間健康学部 (スポーツ健康学科)	980,000	535,800	
	人間健康学部 (看護学科)	1,200,000	535,800	地域内 125,000
静岡文化芸術大学	文化政策学部	776,800	535,800	県外 366,600
	デザイン学部	927,800	535,800	県内 141,000

第1回新生鳥取環境大学設立協議会平成22年10月19日配布資料をもとに筆者が加工

公立大学法人と国立大学法人を区別するものは何なのだろうか。表だって議論されることがないまま、少なくとも税を財源とする運営費の面ではすでに、同一になっている。着々と同一化が進んでいるともいえる。

一方、公設民営大学として1992年に設立した東北芸術工科大学は、京都芸術造形大学との合併（統合）を検討してきたが、山形県・山形市や議会に反対され、白紙になっている。私立大学として生き残るとしても、公設民営大学の設置プロセスや創設費の財源と、今後の財政を含めた存立基盤の問題が課題となっている。

5. まとめと今後の課題

本稿は、公設民営大学（私立大学）が、公立大学法人になる是非を問うものではない。そもそも公立大学の運営費の流れが分かりにくい上、あまり議論されないまま私立大学が公立大学法人になっていることを問題点として指摘しているのである。地域にとって必要な大学であれば、自治体の独自財源や産学連携等で公立大学法人として生き残る方策があつてしかるべきである。

しかし、財源の流れの透明性やその仕組みを、住民だけでなく国民（納税者）に広く知らせる手続きや方法が必要であると筆者は考える。例えば改革委員会も、県内の有識者や学内関係者だけでなく、高等教育の研究者や地方行財政の専門家等を入れて議論する必要があるのではないか。多額の税金を使う以上、説明責任（アカウンタビリティ）は、自治体内だけで完結せず、もう少し広く説明すべきではないだろうか。もちろん、公設民営大学（私立大学）が公立大学法人になるには、文部科学省へ設置者変更の申請が必要である。ただし、設置者変更は、提出書類は多いものの、大学新設に比べ内容を精査されることはない。認可についても、当該自治体等のマスコミ以外で話題になることも少ない。

前述の奥野（2006）は公立大学について、「なぜ特定の大学にだけ特別に自治体から毎年決まった額を補助しなければならないのか、その根拠が薄い」と述べ、「安い授業料で大学教育を提供すること

は良いことだという反論もあることがあるが、これも説明になっていない。授業料が安いのは、コストが低いからではなく、特定の個人のために他人が税で特別の負担をしているからである。負担することの根拠が明確にされ、負担者の合意が得られなければならない」と公共経済学の立場から厳しく指摘している。本来、コストと税負担は避けて通れない問題である。

いみじくも、『財界にいがた』(2012年10月号)のインタビューで「くどいようですが、法人化されることで多額の税金が造形大に使われることになります。これまで以上の改革がもとめられると思いますが」という質問に対し、長岡造形大学の河村常務理事は以下のように答えている。「ごもっともです。我々は、私立大学という民間経営をしてきました。その苦しさが分かるんです。大学を法人化させる際に国は『とにかく自分たちで頑張る姿勢が大事なんだ。その姿勢を見せろ』と言ってきました。その趣旨も分かります。一方で、自分たちの努力でできなかつた学費の軽減を、国の税金によつて実現できます。少なくとも造形大に投入された税金分は、国や地元に何らかの形で還元し、貢献しなければなりません」。

規制緩和や民営化(プライバタイゼーション)が呼ばれているが、着々と公立大学は増加し、そのほとんどが地方交付税でまかなわれている。わかりにくいままで、あまり議論されないまま公立大学が増加している。国立と公立を区別するものは何か。国立大学が法人化する前だが、市川(2000)は国立大学独自の役割とはなにか疑問が残るとして、「国立大学の役割として挙げられるもののなかには公立大学の方がふさわしいものもみいだされるにもかかわらず、公立大学との役割分担がまったく無視されている」と指摘している。設置経費(創設費)や設置者の違いだけで、国立と公立で異なる役割があるのだろうか。もしあるとすれば、国立を3分類する前に、国立、公立の役割について議論する時代にきている。

本稿では、公設民営大学(私立大学)が公立大学法人になった際の授業料や入学金等の問題点を指摘したにとどまり、本質的な問題にまで言及することができなかつた。今後の課題としたい。行財政学の研究者の力も借りて解明していきたい。

今後、厳しい財政状況のなか、地方が行う高等教育としての公立大学の教育の質とその経費について、国がどこまで財源保障していくべきなのかという論点をめぐり幅広い議論が必要となる(須原・赤井2013)。高等教育政策の枠組みや支援行政、運営経費の流れが全く異なるまま、放置していくはいけない。わかりやすい公立大学(法人)の財政の流れとその公開、国民・住民に開かれた議論とともに、静岡県立農業学校が静岡大学農学部になったように、設置区分を見直す、あるいは融合する時代に来ているのかもしれない。

注

¹⁾ 公立大学は法人化している大学としている大学があるので、本稿では法人化後のことと主に記載する場合は、公立大学(法人)と書く。国立、私立との対比では公立あるいは公立大学と記載。国立大学はすべて法人なので、特段のことがなければ国立大学あるいは国立と記載、私立大学は学校法人であるが、特段のことがなければ私立大学あるいは私立と記載する。

²⁾ 文部科学省高等教育局には公立大学係があるが、人員は1~2人である。国立大学法人支援課(およそ44人)、私学行政課・助成課(およそ40人)等に比べ、非常に少ない。(人数は文部科学省職員へのヒアリング)

- ³⁾ 国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもの、地方の固有財源であるとされる。
 地方交付税の概要 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html なお、平成 25 年度普通交付税不交付団体は、都道府県は東京都のみ、市町村は 48 の計 49 である。
- ⁴⁾ 地方独立行政法人法とは、「第 2 条 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要がないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的におこなわせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう」（平成 15 年 7 月 16 日）。第 7 章（第 68 条～第 80 条）に公立大学法人に関する特例がある。
- ⁵⁾ 須原・赤井は、公立大学の運営経費に対する国の財源保障の実態がどのような要因に基づいて生じているのか、全く分析されていないと述べている。
- ⁶⁾ 静岡大学も県立農業学校が 1951（昭和 26）年移管され、静岡大学農学部になっている。
- ⁷⁾ 昭和 34（1959）年「首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」（工場等制限法）が制定された。その後昭和 39（1964）年、大阪市・尼崎市・京都市・神戸市・芦屋市・堺市・東大阪市・守口市も対象にした。
- ⁸⁾ 「抑制の例外」とは、「平成 5 年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」（平成 3 年 6 月 24 日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定）によるもので、「一 基本方針 ①大学等の設置及び収容定員増は、原則として抑制すること。②ただし、次の場合は抑制の例外として取り扱うことができる」とすることとすること。（略）二 抑制の例外の取扱い」とあり、内容は以下である。ア 看護職員の養成に資するもの及び情報、社会福祉、医療技術、先端科学技術など特別の人材養成に係るもので、我が国全体として特に必要と認められるもの。（略）キ 申請大学が立地する地域における収容力が社会的要請に比して著しく低く、当該地域に設置することが必要と認められること（『大学設置審査要覧』平成 11 年度改定）。なお、「平成 12 年度以降の大学設置に関する審査取扱方針（平成 9 年 2 月 6 日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定）」もほぼ同様の内容であるが、「抑制の例外」という文言はない。（『大学設置審査要覧』平成 12 年度改定）
- ⁹⁾ 平成 22 年度から学生募集を停止した大学は、愛知新城大谷大学、聖トマス大学、三重中京大学、神戸ファッショントアード大学、LE C 東京リーガルマインド大学。平成 23 年度は、福岡医療福祉大学が学生募集停止。（学）堀越学園は文部科学省より平成 24 年度末までに解散命令が出された。平成 25 年度東京女学館大学が学生募集停止。聖母大学廃止（上智大学と合併）は平成 26 年 3 月。平成 27 年度は、福岡国際大学国際コミュニケーション学部、神戸夙川学院大学観光文化学部が学生募集停止。
- ¹⁰⁾ 金城（2012）は、「名桜大学は総務省からの地方交付税（基準財政需要額[大学分]）と授業料の学生納付金によって、財政基盤は安定することになった」「公立大学法人化が実現するまでは入学定員を充足することが出来なかった（中略）公立大学への移行が実現したことで、これらの問題が一挙に解決した」と率直に述べている。一方、戸所（2010）は、高崎経済大学の 2007 年の経常費は約 24.7 億円、これに対し約 4000 人の学生からの学費だけで 24.5 億円となり、99.3%を自主財源としてまかなっているとある。経済系の大学だから可能であるのだろう。

引用・参考文献

- 天野郁夫（2003）「問われる公立大学」『IDE 現代の高等教育』N0.451（2003 年 7 月号）pp6-8
 『大学設置審査要覧』（平成 12 年度改訂版、平成 13 年度改訂版、平成 25 年度改訂版）文教協会
 船戸高樹（2010）「厳しさ増す『公私協力方式』重要な理事会の決断」アルカディア学報（教育学術新聞掲載コラム）、日本私立大学協会
 稲葉めぐみ（2012）「公立大学の行政機構上の位置づけ」『東京大学大学院教育学研究紀要』第 52 卷、p302

『I D E 現代の高等教育』N0.431 (2001年8月号)、N0.451 (2003年7月号)、N0.488 (2007年2月号)

市川昭午 (2000) 『高等教育の変貌と財政』玉川大学出版部、p130

金城正英 (2012) 「新生公立大学法人名桜大学の創設 (事例研究)」『名桜大学紀要』17号 p129

清成忠男・岡本義行(2000)『地域における大学の役割』日本経済評論社、pp161-162

国際教養大学H P <http://web.aiu.ac.jp/> (2015.1.8 閲覧)

公立大学協会 H P (平成 25 年度公立大学便覧、公立大学ファクトブック 2013 等)

<http://www.kodaikyo.org> (2014.12.8 閲覧)

丸山文裕(2009)「高等教育への資金配分」『大学財務経営研究』第 6 号、国立大学財務・経営センター文部科学省 H P (学校基本調査等)

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm (2014.12.8 閲覧)

長岡市 H P (長岡造形大学公立大学法人化等)

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate01/zoukei-houjinka/> (2014.12.16 閲覧)

長野大学 H P 「学校法人長野学園 長野大学の『公立大学法人化』について」

<http://www.nagano.ac.jp/artis-cms/cms-files/20140807-184131-6297.pdf> (2014.12.16 閲覧)

日本経済新聞 (朝刊 42 面) 「国立大を 3 分類へー交付金見直し」 (2014.12.18)

奥野信宏 (2006) 『公共の役割は何か』岩波書店、pp144-145

佐藤龍子 (2007) 「大学『ゴールデンセブンの時代』と臨時の定員政策を考える」『社会科学』第 78 号、同志社大学人文科学研究所、p82

私学振興事業団 H P (平成 26 (2014) 年度私立大学・短期大学等入学・志願動向)

<http://www.shigaku.go.jp/> (2014.12.9 閲覧)

静岡大学 H P (沿革等) <http://www.shizuoka.ac.jp/> (2014.12.8 閲覧)

衆議院 H P 第 177 回国会 文部科学委員会第 18 号(平成 23 年 8 月 26 日)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009617720110826018.htm (2014.12.17 閲覧)

総務省 H P (地方独立行政法人法、地方交付税の概要等)

http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/c_gyousei.html (2014.12.8 閲覧)

須原三樹、赤井伸郎 (2013) 「公立大学の運営費と地方交付税による国の財源保障」『会計検査研究』(47)、会計検査院、pp193、202、214

高橋寛人(2007)「公設民営大学の設立経緯にみる地方と大学」『I D E 現代の高等教育』N0.488 (2007 年 2-3 月号)

戸所隆「地方公立大学の役割と未来」高崎経済大学附属産業研究所 (編) (2010) 『地方公立大学の未来』日本経済評論社、p195

鳥取市公式ウェブサイト (鳥取環境大学の公立大学法人化への取組について)

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1288841799658/index.html> (2014.12.9 閲覧)

鳥取環境大学 H P (学納金等) <http://www.kankyo-u.ac.jp> (2014.12.9 閲覧)

鳥取環境大学 H P (第 1 回新生鳥取環境大学設立協議会平成 22 年 10 月 19 日配布資料より)

<http://www.kankyo-u.ac.jp/about/outline/history/kyougikai/records/01/> (2014.12.2 閲覧)

渡部芳栄（2010）「公立大学への公費負担の構造とその変容」『大学論集』第41集、広島大学高等教
育研究開発センター、pp152

山形市HP <http://www.city.yamagata.yamagata.lg.jp/shiseijoho/> H23.12.16.PDF 「学校法人東北
芸術工科大学の統合について（回答）」（2014.12.9 閲覧）

山形県議会HP <https://www.pref.yamagata.jp/ou/gikai> (2014.12.9 閲覧)

『財界にいがた』2012年10月号、財界にいがた社、p80